

【県の授業料等軽減補助金概要】

●大学等における修学の支援に関する法律に基づく減免制度

※原則、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金受給者が対象となります。

- ・減免対象は「入学金」と「授業料」で、「実習費」と「教材費」は対象外です。

【入学金】

350,000 円が

JASSO 区分	軽減率	減免額	自己負担額
支給区分Ⅰ	満額(3/3)軽減	160,000 円	190,000 円
支給区分Ⅱ	2/3 軽減	106,700 円	243,300 円
支給区分Ⅲ	1/3 軽減	53,400 円	296,600 円
支給区分Ⅳ	1/4 軽減	40,000 円	310,000 円

【授業料】

30,000 円（月額）が

JASSO 区分	軽減率	減免額	自己負担額
支給区分Ⅰ	満額(3/3)軽減	30,000 円	0 円
支給区分Ⅱ	2/3 軽減	20,000 円	10,000 円
支給区分Ⅲ	1/3 軽減	10,000 円	20,000 円
支給区分Ⅳ	1/4 軽減	7,500 円	22,500 円